

# 個人が社会福祉法人に寄附を行った場合の税額控除制度について

## 1. 要件

次の要件を満たす社会福祉法人に対して、個人が寄附を行った場合、その寄附金額は従来の所得控除に加え、新たに導入された税額控除のいずれかを選択適用することが可能。

### 要件1

認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サービス・テストと同等の要件

- ・寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上（※）又は
- ・総収入金額に占める寄附金総額の割合が5分の1以上

および

### 要件2

認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件

- ・事業報告書、役員名簿、定款等の閲覧等

（※）保育所等を設置する法人については、法人が設置するこれらの施設の定員の合計数が5,000人に満たない場合には、これを最低10人定員を5,000で除した数に100を乗じた数）以上、かつ、年平均の寄附金総額が30万円以上に要件緩和（平成27年4月～）

## 2. 寄附控除の取扱い

所得控除と税額控除のいずれかを選択適用することが可能。

### <所得控除の場合>

寄附金額（所得の40%が限度） - 2千円  
を所得から控除

または

### <税額控除の場合>

**（寄附金額 - 2千円） × 40%**  
を所得税額から控除（所得税額の25%が限度）

※平成23年分以後の所得税について適用